

▼INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
  - 2 日経IRフェア 大証ブースのご案内
  - 3 上場会社動画配信情報
  - 4 証券取引等監視委員会コラム
- 

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

---

4 証券取引等監視委員会コラム

---

監視委員会の事務処理状況の公表について(その1)

証券取引等監視委員会は、金融庁設置法第22条の規定に基づき、設立以来、その事務処理状況を公表している。

(参考)金融庁設置法第22条

委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

今般、6月28日に、第19回目の事務処理状況、すなわち、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間に関して、「証券取引等監視委員会の活動状況」(以下「活動状況報告」と称する。)を公表したところである。

今回の活動状況報告の「はじめに」において、冒頭記載されているように、今回の活動状況報告の対象期間である平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間は、第6期体制(佐渡委員長、福田委員、熊野委員。平成22年4月1日から平成22年12月12日)と第7期体制(佐渡委員長、福田委員、吉田委員。平成22年12月13日発足)にまたがるものとなっている。このため、平成22年4月1日から平成22年12月12日までは、第6期体制の中期的な活動方針の下、活動してきたところであるが、平成22年12月13日に第7期体制が発足し、平成23年1月18日に新たな中期的な活動方針が作成されて以降は、当該新たな活動方針に基づき、活動してきたという経過となっている。

この間の経過を「はじめに」において記載するとともに、今回の特色として、

「第2章 証券監視委の活動方針」の章を設け、第6期体制の活動方針の概要

を記載するとともに、第7期体制の活動方針策定の「背景と基本的考え方」「活動方針の内容」を記載することにより、この間の、当委員会の新たな活動方針策定の考え方を明らかにしたところである。なお、この新たな活動方針の基本的考え方や内容については、本メールマガジンにおいて既述したところであるので、もしも初めて本メールマガジンをお読みいただく方におかれては、バックナンバーを検索していただければ幸いである。

それでは、当委員会の活動状況を、主な項目別にご紹介したい。

#### (1) 市場分析審査

市場分析審査は、証券監視委におけるいわば情報の入り口としての役割を担っている。

具体的には、日頃から一般投資家等から情報を受け付けているほか、自主規制機関、金融商品取引所等と連携し、様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不正取引の疑いのある取引について審査を行い、問題が把握された取引については証券監視委内の担当部門に回付している。また、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み(多国間MOU等)等に基づく情報交換を行っている。

#### ○情報の受付状況

22年度において一般投資家等から受け付けた情報は6,927件に上る。

これは、平成17年度の7,526件、平成21年度の7,118件に次いで多い件数であり、引き続き、高水準の情報提供をいただいているところである。

情報提供手段の内訳を見ると、

インターネット 4,040件

電話 2,219件

文書 393件

来訪 45件

財務局等からの回付 230件

となっている。インターネットの件数が引き続き全体の6割を占めているが、電話の件数が近年増加している(19年度の約3倍)。どのような形態でも結構であり、皆様方にとってご都合のよい形態で、情報を提供いただければ幸いである。

情報の内訳を見ると、

相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するもの:3,640件

有価証券報告書の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するもの:597件

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するもの:1,142件

その他の意見等:1,548件

となっている。

このうち、個別銘柄に関するものでは相場操縦に係るものが2,468件と最も多い。次回以降に述べさせていただくが、22年度の相場操縦に関する課徴金勧告は過去最多となり、当委員会としても、いただいた情報を有効に活用させていただいているところであることを、ご報告申し上げたい。

#### ○金融庁や監視委員会の職員を装った悪質な電話について

平成21年2月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や当委員会の情報相談窓口にも、以下のような情報が寄せられている。

「金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者(注)が、電話にて

・「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘を行う

・「未公開株被害者のため、会社に対して買い取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求するなどといった行為を行っている。

(注)寄せられた情報による例としては、「証券監視会」「NPO法人 証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」など」

本件については、金融庁と監視委員会は連名で注意喚起を行っており、ホームページにも掲載されているが、実害に遭われた方もおられ、こうした「劇場型」の悪質な勧誘は、未だ跡をたたない。また、近時は、未公開株から、社債やファンドの勧誘にも広がっているようである。

「金融庁」「証券取引等監視委員会」と称したり、紛らわしい組織名で電話があれば、即答せず、是非、以下のダイヤルに一報していただきたい。そうした情報は、被害の未然防止や違法行為の摘発につながる場所である。

・金融庁金融サービス利用者相談室 0570-016811

・証券取引等監視委員会 情報受付窓口 03-3581-9909

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

---

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画

局, 証券取引等監視委員会, 検査局勤務を経て, 2009 年金融庁総務企画局市場課長。2010 年 7 月 30 日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では, 新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>